

鹿島市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、市の行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに市民との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の重要な政策の意思決定の過程において、当該政策の案を公表し、市民等から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他団体をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想、基本計画その他市政の各分野における基本的な計画、指針等の策定又は改定
- (2) 広く市民一般に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象政策が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民等の意見を聴取する手続が法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 軽微なものと認められる場合
- (5) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表す

るものとする。

- (1) 政策等の概要
- (2) 政策等を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) その他必要と認められるもの

3 実施機関が第1項の公表をしようとするときは、事前に市民等へ周知するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

- (1) 鹿島市公式ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配付
- (3) 広報紙への掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等に対し、前条の規定による公表を開始した日から30日以上の間を設けて、当該案についての意見等の提出を求めなければならない。ただし、30日以上の間を設けることができない特別の事由がある場合は、30日を下回る期間とすることができる。

2 前項の意見等の提出方法は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出する市民等は、住所及び氏名（法人その他団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定的意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象政策の意思決定を行ったときは、鹿島市情報公開条例（平成12年鹿島市条例第33号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見等の提出により受けた意見の概要
- (2) 意見等の提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の公表において、当該政策等の案に関連、又は賛否の結論のみを示した意見等については、その事項を省略することができる。

4 第5条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況（第4条第2項の規定の適用に関する状況を含む。）について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（補則）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある政策等については、適用しない。